

令和7年度赤磐市公共施設への太陽光発電設備導入調査業務 仕様書

本仕様書は、赤磐市（以下「本市」という。）が行う「令和7年度赤磐市公共施設への太陽光発電設備導入調査業務」（以下「本業務」という。）の内容、方法について定めるものである。

1 委託名

令和7年度赤磐市公共施設への太陽光発電設備導入調査業務

2 目的

本業務は、環境省の補助事業である「二酸化炭素排出抑制事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」を活用し、令和7年3月に策定した赤磐市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、公共施設への太陽光発電設備の導入を計画的かつ効率的に推進するため、その導入可能性について調査するものである。

3 委託期間

契約日から令和8年1月16日（金）まで

4 業務内容

次の業務の項目ごとに最低限必要な要件を定める。業務の詳細については、選定事業者の提案をもとに協議の上、決定するものとする。

(1) 計画準備

本業務を遂行するにあたり、実施体制、仕様書に基づく作業内容・役割分担、具体的なスケジュールなどを盛り込んだ業務計画書を作成し、発注者の承認を得る。

(2) 地域特性、環境特性等の調査・検討

本市では、公共施設へ太陽光発電設備の設置可能な建物として56施設（別紙対象施設一覧のとおり）を対象としている。地域特性や環境特性等を把握するとともに、航空写真による屋上等への設置検討調査を行う。

- ① 施設情報（名称、所在地、建築年、敷地面積、延床面積、避難所指定の有無、太陽光発電設備等の有無）
- ② 建物情報（主体構造（鉄筋コンクリート造・鉄骨造・木造等）、階数（地上・地下）、耐震診断の対象・対象外、耐震改修実施済・不要）
- ③ 施設単位に該当する関係法令等（都市計画区域、用途地域、高度地区、景観形成重点地区、防火地域、建築基準法等）
- ④ 浸水等の災害リスク（台風・洪水時の浸水被害や土砂災害の影響等）
- ⑤ 周辺環境（周辺の建築物・樹木、屋上等の日射遮蔽物・機械設備）
- ⑥ 屋上等への太陽光発電設備設置可能面積

(3) 発電設備の導入による建築物等への負荷、発電設備の規模等の調査・検討

別紙対象施設において、(1)の調査結果より各施設へ設置できる太陽光発電設備の容量を想定した上で、建築物への負荷として建築基準法等など構造的視点（積載荷重等）から判断できるよう提案する。

(4) 現地調査

対象施設の中から、具体的な調査を実施するため、10施設以上選出（スクリーニング）して現地調査を行う。スクリーニングするための条件等を提案し、発注者と協議により決定する。

現地調査前には、あらかじめ電力会社へ依頼し、入手した需要電力量（30分デマンドデータ）をもとに、最適な太陽光発電設備容量のシミュレーションを実施する。最適な太陽光発電設備容量を把握した上で、10施設以上の現地調査を実施する。

現地調査の内容は以下のとおり、現地確認以外に施設管理者とのヒアリングを実施する。

- ① 設置想定場所の現地確認（障害物の有無、防水シートの状況、既設設備の設置状況、アクセス方法、設置パネルの角度）
- ② 受変電設備（キュービクル）の場所等
- ③ 周辺建物への影響（日射を妨げる施設等の有無、反射光や騒音による影響が懸念される施設の有無）
- ④ 施設管理者等へのヒアリング（施設の利用状況と今後の利用予定、施設の改修履歴と改修予定、太陽光発電設置に係る懸念事項）
- ⑤ その他必要事項

なお、対象施設の電力系統連系の不可により設置が困難と判断し、対象施設の見直しが必要な場合は施設の入替えをする。

(5) 発電量、日射量、導入可能量、設置位置、設置方法等の調査・検討

- ① 現地調査実施後、設置位置、設置方法等を検討し、公共施設への効果的・効率的な太陽光発電導入のため、国の支援制度や第三者所有（PPA）モデルの活用など費用対効果のよい事業スキームを検討する。
- ② 日射量、発電シミュレーション、導入可能量について調査・検討を行い、事業性・採算性を評価する。
- ③ 太陽光発電設備等の設置によるエネルギー消費量の削減効果、CO₂削減効果を算定する。
- ④ 調査・検討結果は、施設ごとの比較ができるよう一覧表に取りまとめる。

(6) 発電設備の導入計画の検討

(1)～(4)の調査結果より、発注者と協議の上、2030年度までの各年度において、発電設備導入を図る施設を検討し、対象施設へ発電設備設置するまでのスケジュールを作成する。

(7) 報告書の作成

本業務の調査結果を整理するとともに、技術的専門用語等については、わかりやすいよう説明文やコラム等を活用した業務報告書を作成する。

(8) 打合せ協議

打合せ協議は、初回・中間2回・納品前の4回を基本とするが、必要に応じて適宜実施する。打合せ協議の内容は、打ち合わせ記録簿として受注者がとりまとめ、発注者及び受注者が確認の上、双方が保管するものとする。

(9) 成果品

成果品は、以下のとおりとする。

- ① 業務報告書 2部

- ② 打合せ議事録 2部
- ③ その他関連資料 2部
- ④ 上記データを格納した電子データ (CD-R) 1部
※電子データの形式は、本市と協議の上、決定することとし、必ずウイルスチェックを行うこと。

5 その他

- (1) 受注者は、本業務の目的や意図を十分に理解した上で、仕様に基づいた計画を作成し、委託者と打合せを行い、誠意をもって本業務を遂行するものとする。
- (2) 受注者は、個人情報保護法を遵守し、本市が提供する業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、業務上知りえた秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (3) 受注者は、本業務の遂行において本市から資料の貸与を受ける必要がある場合は、本市と協議の上、貸与を受けること。なお、貸与を受けた場合は、業務終了後速やかに資料を返却すること。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受注者の責任において復旧すること。
- (4) 本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度本市と協議を行い決定すること。
- (5) 本業務は、環境省補助事業である令和6年度(補正予算)「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)(第2号事業)」を活用した業務であるため、当該補助事業の主旨を理解した上で、上記補助金の交付規程等を遵守し業務を実施すること。